

【①募集要綱】

芳賀町B & G海洋センター「指定管理者」募集要綱

令和7年12月
芳賀町

< 目 次 >

芳賀町B & G 海洋センター「指定管理者」募集要綱

1	指定管理者制度導入の目的	2
2	公募の概要	2
3	管理・運営対象施設の概要	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	4
5	指定管理者の公募に関する事項	5
6	応募に関する事項	6
7	経理に関する事項	8
8	審査及び選定に関する事項	11
9	協定に関する事項	12
10	モニタリング等に関する事項	14
11	関係法規の遵守	14
12	事務引継業務	15
13	留意事項	15
14	その他	16

様 式

別記様式第1号	指定管理者指定申込書	17
〃 第2号	申立書	18
〃 第3号	芳賀町B & G 海洋センターに関する事業計画書	19
〃 第4号	芳賀町B & G 海洋センターに関する収支予算書	24
〃 第5号	自主事業計画書	25
〃 第6号	自主事業予算書	26
〃 第7号	辞退届	27

1 指定管理者制度導入の目的

芳賀町（以下、「町」という。）では、芳賀町B & G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営にあたり、平成23年度から1期5年間とした指定管理者制度を導入いたしました。令和7年度末をもって第3期の指定期間が満了するため、指定管理者の指定にあたり、芳賀町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）に基づき広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 公募の概要

(1) 施設の名称

芳賀町B & G海洋センター

(2) 指定期間

令和8年8月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理者の選定方式

申込書類の内容を芳賀町公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査基準に基づき審査して、指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した申込者に対して速やかに通知します。

(5) 協定の締結

町は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。正式な協定は議会の議決を得て、優先交渉権者を指定管理者として指定し締結します。

(6) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者は、町との交渉優先権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等があきらかになった場合や協議が成立しない場合は、町は次点交渉権者と協議を行います。

3 管理・運営対象施設の概要

(1) 設置目的

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力の向上や生活習慣病の予防、精神的ストレスの発散など、心身の両面にわたる健康

の保持増進に資するものです。また、高齢化の進展や自由時間の増大等に伴い、健康の保持増進に対する関心は一段と高まってきています。このような背景の中、海洋センターは水泳や水中運動を通して子供から高齢者までが生涯にわたり、楽しく健康の保持増進を図ることができる施設とする必要があります。また、町では町立小中学校にプールがなく、水泳の授業で海洋センターを利用することから、学校プールとしても利用できる施設とする必要があります。

(2) 対象施設の概要

- ・施設名称 芳賀町B & G 海洋センター
- ・所在地 芳賀町大字与能 1140番地
- ・竣工 平成10年2月25日
- ・構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造2階建
- ・敷地面積 9, 007 m²
- ・延床面積 2, 445 m²
- ・施設内容 プール棟（25mプール7コース、子供プール、幼児プール、ジャグジー、ウォータースライダー、採暖室、管理施設）、駐車場（一般68台障害者専用3台、計71台）、外構（植栽を含む）

(3) 営業時間

- ・火曜日から日曜日まで 午前9時30分から午後7時00分まで
最大営業可能時間は、午前9時30分から午後9時00分までとします。
ただし、指定管理者は町の承認を得て変更することができます。

(4) 業務時間

- ・火曜日から日曜日まで 午前9時00分から午後7時30分まで
ただし、指定管理者は町の承認を得て変更することができます。

(5) 休館日

- ・毎週月曜日
- ・年末年始（12月27日から翌年1月4日まで）
ただし、指定管理者は町の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができます。

(6) 利用料金

指定管理者は、芳賀町B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定める金額の範囲内において、町の承認を得て利用料金を定めることができます。

4 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は、別添「芳賀町B & G海洋センター指定管理者仕様書」を参照）

(1) 運営に関する業務

- ア 人員の配置等
- イ 受付業務
- ウ 利用料金の収受等
- エ 利用料金の減免
- オ 監視業務
- カ 広報業務
- キ 遺失物・拾得物の処置・保管業務
- ク 急病等・緊急時の対応
- ケ その他運営に必要な業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 清掃業務
- イ 駐車場・外構（植栽を含む）管理業務
- ウ 施設・設備保守点検
- エ 警備業務
- オ プール水質管理業務
- カ 簡易修繕業務
- キ 備品管理業務
- ク その他維持管理に必要な業務

(3) 自主事業として行うことの可能な業務

- ア 水泳教室等の事業
- イ 物販事業
- ウ その他の事業

(4) 公益財団法人B & G財団に関する業務

- ア 利用者報告
- イ 財団主催事業への協力
- ウ アンケート等の回収
- エ 会議及び研修会等の出席
- オ その他町が必要と認めたもの

(5) その他の業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成

- ウ 業務報告書の作成
- エ 町等関係機関との連絡調整
- オ 指定期間終了にあたっての引継業務
- カ その他日常業務の調整

5 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定しています。

ア 募集要綱の配布	令和7年12月10日(水)～12月18日(木)
イ 説明会の開催	12月19日(金)
ウ 質問の受付	12月19日(金)～26日(金)
エ 質問の回答	令和8年1月8日(木)
オ 申込書類の受付期間	1月13日(火)～1月20日(火)
カ 審査	1月下旬
キ 審査結果の通知	2月上旬
ク 指定管理者として仮協定の締結	2月中旬
ケ 指定管理者の指定	3月芳賀町議会の議決後
コ 指定管理者との協定締結	令和8年4月1日

(2) 指定管理者の申込手続

ア 募集要綱の配布

募集要綱を令和7年12月10日(水)から18日(木)まで配布します。

【配布場所】芳賀町武道館及び町ホームページに掲載

【配布時間】午前9時00分から午後5時00分まで

※日曜日及び月曜日を除く。

イ 説明会の開催

説明会を次のとおり開催します。なお、申込みされる団体は、必ず参加してください。参加せずに申込みをした団体は失格とします。

【開催日時】令和7年12月19日(金)午前10時00分から

【開催場所】芳賀町武道館

ウ 質問の受付

募集要綱等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

【受付期間】令和7年12月19日(金)から12月26日(金)まで

【受付方法】別紙質問書に記入の上、電子メールに添付してご提出ください。

【E-mail】taiiku@town.tochigi-haga.lg.jp

エ 質問の回答

質問に対する回答は、電子メールにて回答します。

【回答月日】令和8年1月8日（木）

オ 申込書類の受付

【受付期間】令和8年1月13日（火）から1月20日（火）まで

【受付時間】午前9時00分から午後5時00分まで

※日曜日、月曜日及び祝日を除く。

【受付方法】芳賀町武道館に持参してください。

※ファクシミリ、電子メール、郵送での提出は認めません。

カ 審査

選定委員会による審査を次のとおり開催します。

【開催日時】令和8年1月下旬

【開催場所】芳賀町役場

※プレゼンテーションの開催日時及び実施方法等、詳細については別途通知します。

キ 審査結果の通知

審査結果の通知は、全申込者へ郵送にて行います。（令和8年2月上旬）

ク 指定管理者として仮協定の締結

優先交渉権者との協議を踏まえ仮協定を締結します。（令和8年2月中旬）

ケ 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和8年3月芳賀町議会）

コ 指定管理者との協定締結

指定管理者と協定を締結します。（令和8年4月1日）

6 応募に関する事項

(1) 応募者

ア 応募資格

(ア) プールに関する管理運営等の業務実績を有する法人であること。

(イ) 業務を円滑に遂行できるノウハウを有し、安全かつ健全な財政能力を有する法人であること。

(ウ) 5(2)イの説明会に出席すること。

イ 申込者の制限

団体又はその代表者が次の事項（欠格事項）に該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

- (オ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (カ) 国税及び地方税を滞納している者
- (キ) 会社更生法・民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている団体
- (ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は団体

(2) 提出書類

申請時に次の書類（正本1部、副本10部）を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。

- ア 指定管理者指定申込書（別記様式第1号）
- イ 現在事項全部証明書（法人の場合）
- ウ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- エ 申込資格に関する申立書（別記様式第2号）
- オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以後に交付されたもの又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書）
- カ 海洋センターに関する事業計画書（別記様式第3号）
- キ 海洋センターに関する収支予算書（別記様式第4号）
- ク 自主事業計画書（別記様式第5号）
- ケ 自主事業予算書（別記様式第6号）
- コ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- サ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ）
- シ 前事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- ス 団体の事業報告書を作成している場合、当該報告書
- セ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ソ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- タ その他町が必要と認める書類

(3) 留意事項

ア 重複提案の禁止

申込1団体につき、申込書類の提出は一組とします。複数の提案はできません。

イ 提案内容変更の禁止

提出された申込書類の内容を変更することはできません。

ウ 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(ア) 申込書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき。

(イ) 申込書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかつたとき。

(ウ) 申込書類に記載すべき事項以外の内容が記載されていたとき。

(エ) 申込書類に虚偽の内容が記載されていたとき。

(オ) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたつて不適当と認められたとき。

エ 申込書類の取り扱い

申込書類は理由の如何を問わず返却しません。

オ 申込の辞退

申込書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（別記様式第7号）を提出してください。

カ 費用負担

申込に関して必要となる費用は申込者の負担とします。

7 経理に関する事項

(1) 指定管理料

「維持管理運営費用」から「施設運営収入」を減じた額として提案いただいた金額を、指定管理料として支払います。

①指定管理料 = ④維持管理運営費用 - ②施設運営収入

※上記の数字は、「指定管理者の収入と支出」の表に対応

なお、指定管理料の支払いは、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに行い、支払時期や方法は協定にて定めます。また、協定は議会の議決後、町と指定管理者との間で締結しますが、町の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る価格提案を下回る場合があります。

(2) 施設運営収入

本事業では、利用料金制度を導入するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、町が条例で定める額を上限として、指定管理者が町の承認を得て定めることができます。利用料金収入の種別は個人利用によるものです。

(3) 自主事業収入

指定管理者が、自らの提案により実施する事業に伴う収入
ア 水泳教室等事業収入
イ 物販事業収入（自動販売機、水泳用具の販売等）
ウ その他の事業収入（教育委員会が認めたものに限ります。）

(4) 維持管理運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の
人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、
保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費及びその他経費等が含
まれます。

(5) 自主事業に係る経費

自動販売機の設置場所使用料は、1台あたり年額6,000円を町に納入してくだ
さい。

指定管理者の収入と支出

収入	施設の運営に 関して指定管 理者が行わな ければならな い業務	①指定管理料 ②施設運営収入 ※令和5年度、令 和6年度収入状 況報告書参照	・指定管理料 ・利用料金収入 ・公衆電話収入
	自主事業とし て行うことの 可能な業務	③自主事業収入	・水泳教室等事業収入 ・物販事業収入（自動販売機、水泳用具 の販売等） ・その他の事業収入

支出	施設の運営に 関して指定管 理者が行わな ければならな い業務	④維持管理運営費 用 ※令和5年度、令 和6度指定業務 収支参照	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・修繕費 ・備品費 ・光熱水費 ・保険料（施設の火災保険料を除く） ・委託費（警備業務等を外部委託した場 合） ・その他の経費等
	自主事業とし て行うことの 可能な業務	⑤自主事業に係る 費用	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所使用料（自動販売機等） ・その他自主事業経費

(6) 自主事業繰入金

自主事業により施設を使用した場合は、発生した光熱水費等を利用時間等により按分した経費を町へ支払うこと。

(7) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(8) 指定管理者に対する監査委員等の権限

指定管理者に及ぶ監査委員等の権限については次のとおりです。

監査	内容
監査委員の監査、長 からの要求による監 査（地方自治法 199 ⑦）	監査委員は、必要があると認めるとき、又は町長の要求があるときは、町の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理の代行に係るものを監査することができます。
監査委員の権限（関 係人の調査等）（地方 自治法 199⑧）	監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができます。
住民監査請求（地方 自治法 242）	指定管理者に対する町の公金の支出や財産の管理が違法不当に行われていると認められる場合は、町民は監査委員に対して、監査を請求することができます。

住民訴訟（地方自治法 242 の 2）	町民は、第 242 条の住民監査請求の結果に不服がある場合、裁判所に対して訴えをもって違法な行為等の差し止めの請求等を行うことができます。
---------------------	---

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の手順

ア 申込書類の確認

団体から提出された申込書類について、芳賀町教育委員会生涯学習課スポーツ振興係で確認します。

イ 審査方法

選定委員会において、申込者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション実施後、選定委員会を開催し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

(2) 提案内容の評価

審査における評価項目は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容
1 町民の平等な利用の確保が図られるものであること。（手続条例第 4 条第 1 号）	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した内容となっているか。
	平等利用の確保	町民の平等な利用が図られる内容となっているか。
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。（手続条例第 4 条第 2 号、第 3 号）	利用促進	施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。
		地域住民や関係団体との連携が図られる計画となっているか。
	サービス向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 利用者等からのクレーム対応は適切か。

	施設管理	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。
3 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的能力を有していること (手続条例第4条第4号)	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理運営計画と整合性が図られているか。
	経営基盤	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。
	実施体制	施設の機能を十分に發揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。
	業務実績	類似する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。
4 その他（手続条例第4条第5号）	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。
	情報管理	個人情報の保護対策は万全か。

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

選定結果を基に、町は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理候補予定者として仮協定を締結します。その後、議会の議決を得て指定管理者として指定し、正式に協定を締結する予定です。なお、協定書の発効は令和8年4月1日とします。

(2) 協定内容

- ア 指定期間にに関する事項
- イ 管理運営業務に関する事項
- ウ 事業計画書等の提出に関する事項
- エ 利用料金に関する事項

- オ 町が支払うべき経費に関する事項
- カ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 事業報告に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ リスク分担に関する事項
- コ 保険の取扱いに関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ その他、町が必要と認める事項

(3) リスク分担の考え方

協定締結にあたり、町が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担に対する基本的考え方

種類	リスクの内容	負担者	
		町	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
運営費上昇	事業変更以外の要因による運営費用の増大		○
	急激な物価上昇	○	
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修にかかる費用が1件当たり20万円を超えない場合		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（補修にかかる費用が1件当たり20万円を超えない場合）		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不合格		○

需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	<input type="radio"/>	
	上記以外の場合		<input type="radio"/>
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		<input type="radio"/>
	上記以外の場合（ただし、指定管理料を減額する場合があります。）	<input type="radio"/>	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者だけが等）		<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に侵害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・震動等の苦情）		<input type="radio"/>
	上記以外の場合	<input type="radio"/>	

※急激な物価の下落があった場合には、町と指定管理者が協議するものとします。

10 モニタリング等に関する事項

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、教育委員会と協議の上、定めるものとします。また、町も施設利用者から意見や満足度等を直接聴取し、海洋センターの管理に適正を期すため必要がある事項については、実施について調査を行い、又は必要な指示を行います。

(2) 業務の基準が低下した場合の措置

事業報告書、業務報告書及びモニタリングにより、指定管理者が仕様書に規定した業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、町は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行います。なお、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

※事業報告書及び業務報告書の詳細については、別添「芳賀町B & G 海洋センター指定管理者仕様書」を参照してください。

11 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、次の法令を遵守しなければなりません。なお、指定期間中に法令及び例規に改正があった場合は、改正された内容とします。

(1) 芳賀町B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例、同条例施行規則

- (2) 芳賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則
- (3) 芳賀町情報公開条例、同条例施行規則
- (4) 個人情報の保護に関する法律、芳賀町個人情報の保護に関する法律施行条例、同法律施行規則
- (5) 地方自治法（第244条、第244条の2）
- (6) その他関連する法令がある場合は、それらを遵守することとします。

1 2 事務引継業務

協定発効までの期間においては、必要書類の作成、各種印刷物作成業務や事務引継及び各業務の習得を行っていただきます。なお、習得期間中に要する費用については、指定管理者の負担とします。また、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく海洋センターの管理運営業務を遂行できるよう、引継を行うものとします。

1 3 留意事項

(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、芳賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月6日条例第2号）の規定により、個人情報の適切な管理について安全確保の措置を講じるとともに、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。また、指定管理者が管理する施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、罰則が適用されることになります。

(2) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して次のとおり義務を負うこととします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

イ 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を町へ報告しなければなりません。

ウ 町と協議の上、各種損害賠償責任保険に加入しなければなりません。

(3) 再委託に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、指定を受けて実施する管理業務のすべてを第三者に再委託することはできません。ただし、一部の業務については、町と協議の上、再委託することが可能です。

1.4 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、町は指定の取消しをすることができるものとします。この場合、町に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、海洋センターの業務を遂行できるよう引継を行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。なお、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。この場合、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、海洋センターの業務を遂行できるよう引継を行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

町と指定管理者は、誠意を持って協議するものとします。

(3) 問合せ先

芳賀町教育委員会生涯学習課スポーツ振興係（芳賀町武道館内）

〒321-3316

栃木県芳賀郡芳賀町大字与能1142番地1

【電話】028-677-5155

【FAX】028-677-5176

【E-mail】taiiku@town.tochigi-haga.lg.jp